

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合達第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務専決規程の一部を改正する規程

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務専決規程（平成26年達1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「部長及び課長」を「部長、課長及び課長代理」に改め、同条第34号中「担当係長及びこれに相当する」を「課長代理に係る職以下の」に改め、同条第35号中「係長」を「課長代理」に改め、同条第36号中「係長」を「係長（担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第37号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第39号中「職員（管理者が定めるものを除く）」を「課長代理以下の職員」に改め、同条第42号中「係長」を「課長代理」に改める。

第3条第1号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第8条第1号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第9条第2号中「育児短時間休暇」を「育児短時間勤務」に、「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行し、この規程による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務専決規程の規定は平成29年4月1日から適用する。